

令和 7 年 11 月 6 日

博士後期課程の皆様

高知工科大学附属情報図書館長

令和 7 年度 学位論文（博士論文）の登録及び公表について

文部科学省が定める学位規則により、博士の学位を授与された者は、博士論文全文について、インターネットを利用して学位取得後 1 年以内に公表することが義務付けられています。これに基づき本学では、高知工科大学学術情報リポジトリを利用し、学位論文（博士論文）を公表しますので、下記に従って手続きを行ってください。

記

1. 提出について

(1) 提出物

①論文要旨 ②論文全文 ③承諾書

④論文内容の要約：やむを得ない事由により、1 年以内に②論文全文を公表できない場合のみ必要

(2) 提出期限・提出先 令和 8 年 2 月 27 日（金）17 時 **提出先：教務部教務課**

※再提出について…スペルミス等の「学位論文の内容に影響を与えない」軽微な修正についてのみ 1 度だけ論文の再提出が認められます。再提出期限は上記提出日から 7 営業日以内となっております。その際には、審査委員会主査の提出学位論文最終確認書が再度必要となりますので指導教員にご相談ください。

(3) 提出方法

①PDF 形式

②ファイル名（半角英数字）

論文要旨：「a」＋「学籍番号.pdf」（例／a12〇〇〇〇〇〇.pdf）

論文全文（論文要約）：「学籍番号.pdf」（例／12〇〇〇〇〇〇.pdf）

③（④）同一の論文（要約）は、データ等も含め一つのファイルにまとめてください。

2. 承諾書の提出について

インターネットを利用し学外へ学位論文を公表するため、著作権法の複製権、公衆送信権について、著作者の許諾が必要であるため、別紙承諾書の提出を求めます。必要事項を記入し、その他の提出物と併せて提出してください。

3. 登録・公表方法および公表の時期について

(1) 登録・公表・・・高知工科大学学術情報リポジトリに登録し公表します。

(2) 公表の時期・・・学位承認後、速やかに公表します。

(3) 公表の延期・・・やむを得ない事由により、速やかに論文全文を公表できない場合は、大学（工学研究科長）の承認が必要です。また、1 年以内に公表できない場合は、論文全文に代えてその内容を要約したものを公表する必要があります。
この場合は（1）提出物④「論文要約」を必ず提出してください。

以上

《高知工科大学学術情報リポジトリとは》

本学で生成された教育研究の成果物を一元的に保存し、インターネット上で公表するシステムです。

承 諾 書

令和 年 月 日

高知工科大学附属情報図書館長 様

ふりがな 氏 名 (自著または記名押印)	印
コ ー ス	
学 籍 番 号	
学位取得年月	令和 年 月
論文タイトル	
住 所	〒
連 絡 先	TEL
電 子 メール	

高知工科大学学術情報リポジトリを利用し、インターネットに博士学位論文を公表することに関し、下記の通りとします。

記

- 論文要旨及び論文全文の公表について（博士論文については、原則公表しなければなりません）
 - ☐ 学位取得後ただちに公表することについて承諾する。
*上記にチェックを入れた人は、以下の2～4に回答する必要はありません
 - ☐ やむを得ない事由があり、論文全文の公表の延期（学位取得から1年以内）を希望する。
 - ☐ やむを得ない事由があり、論文全文を学位取得から1年以内に公表できないため、論文要約の公表を希望する。（こちらにチェックを入れた人は、要約の提出も必要です）
- 論文全文を公表できない事由
 - ☐ 著作権保護、個人情報保護等の理由により、1年を超えて公表できない内容を含む
 - ☐ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルに掲載している（予定している）
 - ☐ 特許の申請等のため
 - ☐ その他（理由を以下に必ず記載してください）
- 上記理由の詳細
- やむを得ない事由の解消（予定）時期
 - ☐ 年 月頃

以上

上記について指導・確認しました。

主指導教員 署名または記名押印

*公表の延期を希望する場合は、工学研究科長の署名または記名押印が必要です。

工学研究科長 署名または記名押印

<注意事項>

1. この承諾書は、学位論文をインターネット上に公表するために、著作権法の複製権・公衆送信権について許諾を与えていただくものです。(学位論文はインターネットの利用により公表することが学位規則第9条により義務づけられており、承諾書を提出しない場合、学位は授与されません。)
2. 公表にあたり、高知工科大学学術情報リポジトリ上に、「データの複製・印刷・ダウンロード等は、調査研究・教育または学習を目的とした場合に限定する」ことを明示します。
3. やむを得ない事由により、論文全文の公表の延期を希望する場合は、工学研究科長の承認が必要です。公表の延期は学位取得から1年間を限度とします。1年を超えて延期する場合には、延期中の期間には、論文全文に代えて「論文の要約」が公表されるため、『1年を超えての公開の延期を申請する際には申請と同時に』「論文の要約」を必ず提出してください。
4. 高知工科大学学術情報リポジトリに登録し、一度でも公表した場合、公表状態については原則変更できません。
5. 承諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用しません。